

ひな保第 479 号
令和 2 年 7 月 16 日

各診療所管理者 殿

ひたちなか保健所長
(公印省略)

浸水想定区域内等の医療施設における避難確保計画の
作成等について (依頼)

日頃より、本県の保健医療行政につきましては、御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の九州地方の大雨においては、川の氾濫から熊本県の特別養護老人ホームが水没し、多数の心肺停止者が確認されるなど、人的被害が発生しております。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に施設が位置する医療施設の管理者等は、水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）により、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた場合、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務とされているところです。

つきましては、浸水想定区域内等に位置し、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められている診療所におかれましては、洪水等の災害対策に万全を期するため、避難確保計画の再点検や避難訓練の実施をお願いいたしますとともに、避難確保計画が未作成の診療所におかれましては、早期に作成されますようお願いいたします。

[担当]

ひたちなか保健所地域保健推進室

電 話 : 029-265-5643

F A X : 029-265-5040

E-mail : hinaho04@pref.ibaraki.lg.jp